

「公立大学法人大阪 中期目標期間等に係る業務実績評価実施要領」新旧対照表

改正後	現行	備考
<p>公立大学法人大阪 中期目標期間等に係る業務実績評価実施要領</p> <p>(略)</p> <p>1 評価の基本方針</p> <p>(1) 法人の中期目標の達成状況について<u>検証</u>する。</p> <p>(2)、(3) (略)</p> <p>(4) 評価により、法人の継続的な質的向上を<u>促進する</u>。</p> <p>2 評価方法</p> <p>評価は「<u>全体評価</u>」と「項目別評価」による。</p> <p>評価については、大学の教育・研究・<u>社会</u>貢献の活性化、法人の業務運営の改善等に資するよう、簡潔な表現で示すとともに、必要に応じて理由等を付すことを基本とする。</p> <p>(1) 項目別評価</p> <p>ア 小項目評価</p> <p>① <u>法人の自己評価</u></p> <p><u>法人は、中期計画の小項目ごとに、計画及び取組実績に基づき、次に掲げる評価基準により業務実績報告書に自己評価を記入する。</u></p>	<p>公立大学法人大阪 中期目標期間等に係る業務実績評価実施要領</p> <p>(略)</p> <p>1 評価の基本方針</p> <p>(1) 法人の中期目標の達成状況について<u>確認</u>する。</p> <p>(2)、(3) (略)</p> <p>(4) 評価により、法人の継続的な質的向上を<u>促進すること</u>。</p> <p>2 評価方法</p> <p>評価は「<u>全体的評価</u>」と「項目別評価」による。</p> <p>評価については、大学の教育・研究・<u>地域</u>貢献の活性化、法人の業務運営の改善等に資するよう、簡潔な表現で示すとともに、必要に応じて理由等を付すことを基本とする。</p> <p>(1) 項目別評価</p> <p>ア 小項目評価</p> <p><u>中期目標期間見込評価及び中期目標期間評価における法人自己評価について、業務実績報告書に記載の取組実績や判断根拠、法人から提出のあった追加資料等や意見聴取を基に、評価委員会においてその妥当性を検証する。</u></p> <p><u>法人の自己評価と評価委員会の評価が異なる場合は、</u></p>	<p>・ 文言整理（空欄の削除）</p> <p>・ 文言整理（表記統一）</p> <p>・ 文言整理（表記統一）</p> <p>・ 文言整理（表記統一、見直し）</p>

改正後	現行	備考
<p>[評価基準]</p> <p>V __ 中期計画を大幅に上回って実施した</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>顕著な実績又は特に優れた成果が認められる場合</u> <p>IV __ 中期計画を上回って実施した</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>達成度が計画を上回る取組、実績又は成果を挙げた場合</u> <p>III __ 中期計画を十分に実施した</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>達成度が計画どおりと認められる場合</u> <p>II __ 中期計画を十分には実施できなかった</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>達成度がやや下回るもののおおむね計画どおりと認められる場合</u> <p>I __ 中期計画を実施していない</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>達成度が計画より大幅に下回る場合</u> <p>② <u>評価委員会の評価</u></p> <p><u>評価委員会は、中期計画の小項目ごとに、法人の記入した自己評価の妥当性を検証したうえで、評価を行う。</u></p> <p><u>法人の自己評価と評価委員会の評価が異なる場合は、その旨を項目別評価に明記する。</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p>	<p><u>その旨を項目別評価に明記する。</u></p> <p><u>中期目標期間見込評価及び中期目標期間評価における法人自己評価基準</u></p> <p>V <u>:</u> 中期計画を大幅に上回って実施した</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>具体目標の水準を大幅に上回って実施した場合</u> <p>IV <u>:</u> 中期計画を上回って実施した</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>具体目標の水準を上回って実施した場合</u> <p>III <u>:</u> 中期計画を十分に実施した</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>具体目標の水準を確実に実施した場合</u> <p>II <u>:</u> 中期計画を十分には実施できなかった</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>具体目標の水準を下回っている場合（課題等を明記すること）</u> <p>I <u>:</u> 中期計画を実施していない</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>実質的に実施に至っていない場合（課題等を明記すること）</u> <p><u>イ 中項目評価</u></p> <p><u>中期目標について、取組項目の内容に基づき55項目（別紙）に分けて中項目とし、上記アにより確定した小</u></p>	<p>・ 文言整理（表記統一）</p> <p>・ 文言整理（表記統一）</p> <p>・ <u>中項目評価廃止（評価の効率化）</u></p>

改正後	現行	備考										
<p>(削除)</p> <p>イ 大項目評価 評価委員会は、小項目による段階別評価や取組実績等を総合的に勘案し、次に掲げる大項目ごとに、中期計画の達成状況について段階的評価を行う。</p> <p>①大阪公立大学に関する措置 ②大阪公立大学工業高等専門学校に関する措置 ③大阪府立大学及び大阪市立大学に関する措置</p> <p>④～⑦ (略)</p>	<p>項目評価、及び法人が業務実績報告書に記載する中項目ごとの概要記載事項を勘案し、次の基準に基づき段階別評価を実施する。</p> <p>[評価基準]</p> <table border="1" data-bbox="1264 604 2288 1318"> <thead> <tr> <th>評価</th> <th>基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>a 中期目標の達成状況が良好である</td> <td>評価委員会により小項目評価、概要記載事項をもとに判断する</td> </tr> <tr> <td>b 中期目標の達成状況がおおむね良好である</td> <td>評価委員会により小項目評価、概要記載事項をもとに判断する</td> </tr> <tr> <td>c 中期目標の達成状況が不十分である</td> <td>評価委員会により小項目評価、概要記載事項をもとに判断する</td> </tr> <tr> <td>d 中期目標の達成状況に重大な改善事項がある</td> <td>評価委員会により小項目評価、概要記載事項をもとに判断する</td> </tr> </tbody> </table> <p>ウ 大項目評価 上記イの中項目による段階別評価や取組実績を総合的に勘案し、次に掲げる大項目ごとに、中期計画の進捗状況について段階的評価を行う。</p> <p>①教育研究等の質の向上に関する措置 (大阪府立大学) ②教育研究等の質の向上に関する措置 (大阪市立大学) ③教育研究等の質の向上に関する措置 (工業高等専門学校)</p> <p>④～⑦ (略)</p>	評価	基準	a 中期目標の達成状況が良好である	評価委員会により小項目評価、概要記載事項をもとに判断する	b 中期目標の達成状況がおおむね良好である	評価委員会により小項目評価、概要記載事項をもとに判断する	c 中期目標の達成状況が不十分である	評価委員会により小項目評価、概要記載事項をもとに判断する	d 中期目標の達成状況に重大な改善事項がある	評価委員会により小項目評価、概要記載事項をもとに判断する	<p>・中項目評価廃止 (評価の効率化)</p> <p>・文言整理 (項番修正)</p> <p>・中項目評価廃止 (評価の効率化)</p> <p>・文言整理 (表記統一)</p> <p>・大項目表記の修正</p> <p>・大項目表記の修正</p> <p>・大項目表記の修正</p>
評価	基準											
a 中期目標の達成状況が良好である	評価委員会により小項目評価、概要記載事項をもとに判断する											
b 中期目標の達成状況がおおむね良好である	評価委員会により小項目評価、概要記載事項をもとに判断する											
c 中期目標の達成状況が不十分である	評価委員会により小項目評価、概要記載事項をもとに判断する											
d 中期目標の達成状況に重大な改善事項がある	評価委員会により小項目評価、概要記載事項をもとに判断する											

改正後	現行	備考
<p>に提出する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>中期目標期間見込評価：中期目標期間の最後の事業年度の前々事業年度の翌年度6月末</u> ・ <u>中期目標期間評価：中期目標期間の最後の事業年度の翌年度6月末</u> <p>業務実績報告書の作成については「5 記述方法」を参照すること。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 意見申立て機会の付与 評価委員会は、評価の透明性・正確性を確保するため、評価結果の決定に先立ち法人に評価結果（案）を示し、意見<u>申立て</u>の機会を付与する。 <u>(削除)</u></p> <p>4 様式 中期目標期間見込評価及び中期目標期間評価に係る<u>業務実績報告書の標準様式</u>は年度実績分と合わせて<u>次</u>のとおりとする。</p>	<p>提出する。</p> <p>業務実績報告書の作成については「5 記述方法」を参照すること。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 意見申立て機会の付与 評価委員会は、評価の透明性・正確性を確保するため、評価結果の決定に先立ち法人に評価結果（案）を示し、意見<u>申し立て</u>の機会を付与する。 <u>なお、上記(1)から(3)の取扱いは、中期目標期間見込評価も同様とする。</u></p> <p>4 様式 中期目標期間見込評価及び中期目標期間評価に係る<u>実績報告書</u>は年度実績分と合わせて<u>一体の様式(下記)</u>のとおりとする。</p>	<p>・ 文言整理（表記統一、見直し）</p> <p>・ 文言整理（表記統一）</p>

改正後	現行	備考																																																																																																																																																																																																								
<p>もの)</p> <ul style="list-style-type: none"> 判断根拠の挙証資料 前年度評価に<u>おける</u>意見・指摘項目の取組状況 <p>6 (略)</p> <p>(削除)</p>	<p>もの)</p> <ul style="list-style-type: none"> 判断根拠の挙証資料 前年度評価に<u>おいて</u>意見・指摘項目の取組状況 <p>6 (略)</p> <p>別紙 中期目標に係る中項目一覧</p> <table border="1" data-bbox="1291 745 2240 1900"> <thead> <tr> <th></th> <th>項目数</th> <th></th> <th>項目数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(I 教育研究等の質の向上を達成するための措置)《大阪府立大学》</td> <td></td> <td>(IV 業務運営の改善及び効率化に関する措置)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(1 教育に関する措置)</td> <td></td> <td>(1 運営体制に関する措置)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>① 人材育成方針及び教育内容</td> <td>5</td> <td>③4 運営体制</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>② グローバル人材の育成</td> <td>2</td> <td>(2 組織力の向上に関する措置)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>③ 教育の質保証等</td> <td>3</td> <td>③5 人事給与制度</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>④ 学生支援の充実等</td> <td>5</td> <td>③6 ダイバーシティの推進</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>⑤ 入学者選抜</td> <td>2</td> <td>③7 職員の人材育成</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>(2 研究に関する措置)</td> <td></td> <td>③8 顕彰・評価制度</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>⑥ 研究水準の向上</td> <td>1</td> <td>(3 施設設備の有効利用等に関する措置)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>⑦ 研究体制の整備等</td> <td>3</td> <td>③9 施設整備</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>(3 社会貢献等に関する措置)</td> <td></td> <td>(V 財務内容の改善に関する措置)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>⑧ 研究成果の発信と還元による産業活性化への貢献</td> <td>2</td> <td>(1 自己収入の確保に関する措置)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>⑨ 生涯教育の取組の強化</td> <td>2</td> <td>④0 自己収入の確保</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>⑩ 地方自治体など諸機関との連携の強化</td> <td>2</td> <td>(2 効率的な運営の推進に関する措置)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(4 グローバル化に関する措置)</td> <td></td> <td>④1 効率的な運営の推進</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>⑪ グローバル化</td> <td>2</td> <td>(VI 自己点検・評価及び情報提供に関する措置)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(II 教育研究等の質の向上を達成するための措置)《大阪市立大学》</td> <td></td> <td>(1 自己点検・評価に関する措置)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(1 教育に関する措置)</td> <td></td> <td>④2 自己点検・評価の実施</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>⑫ 人材育成方針及び教育内容</td> <td>5</td> <td>(2 情報の提供と戦略的広報の展開に関する措置)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>⑬ グローバル人材の育成</td> <td>1</td> <td>④3 法人情報の提供</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>⑭ 教育の質保証等</td> <td>4</td> <td>④4 府大及び高専の情報の提供と戦略的広報</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>⑮ 学生支援の充実等</td> <td>6</td> <td>④5 市大の情報の提供と戦略的広報</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>⑯ 学生受入方針</td> <td>1</td> <td>(VII その他業務運営に関する重要目標を達成するための措置)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(2 研究に関する措置)</td> <td></td> <td>(1 施設設備の整備等に関する措置)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>⑰ 研究</td> <td>3</td> <td>④6 施設設備の整備等</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>(3 社会貢献等に関する措置)</td> <td></td> <td>(2 安全管理等に関する措置)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>⑱ 地域貢献</td> <td>4</td> <td>④7 安全管理等</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>⑲ 産学官連携</td> <td>2</td> <td>(3 人権の尊重に関する措置)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(4 グローバル化に関する措置)</td> <td></td> <td>④8 人権の尊重</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>⑳ 国際連携活動の充実</td> <td>1</td> <td>(4 コンプライアンスの徹底に関する措置)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>㉑ 学生の国際交流の拡充</td> <td>1</td> <td>④9 コンプライアンスの徹底</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>(5 附属病院に関する措置)</td> <td></td> <td>(5 リスクマネジメントの徹底に関する措置)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>㉒ 高度・先進医療の提供</td> <td>1</td> <td>⑤0 リスクマネジメントの徹底</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>㉓ 高度専門医療人の育成</td> <td>1</td> <td>⑤1 国際交流の安全対策</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>㉔ 地域医療及び市民への貢献</td> <td>1</td> <td>(6 支援組織の強化に関する措置)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>㉕ 安定的な病院の運営</td> <td>1</td> <td>⑤2 海外同窓会等との連携</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>(III 教育研究等の質の向上を達成するための措置)《工業高等専門学校》</td> <td></td> <td>⑤3 サポーターとの連携強化</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>(1 教育に関する措置)</td> <td></td> <td>(VIII 両大学の統合等に関する措置)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>⑳ 人材育成方針及び教育内容</td> <td>3</td> <td>(1 両大学の統合による新大学の実現に向けた取組に関する措置)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>㉑ グローバル人材の育成</td> <td>3</td> <td>⑤4 両大学の統合による新大学の実現に向けた取組</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>㉒ 教育の質保証等</td> <td>2</td> <td>(2 両大学の連携の推進に関する措置)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>㉓ 学生支援の充実等</td> <td>3</td> <td>⑤5 両大学の連携の推進</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>㉔ 入学者選抜</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(2 研究に関する措置)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>㉕ 研究</td> <td>2</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(3 社会貢献等に関する措置)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>㉖ 研究成果の発信と社会への還元</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>㉗ 公開講座や出前授業の推進</td> <td>2</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>118</td> </tr> </tbody> </table>		項目数		項目数	(I 教育研究等の質の向上を達成するための措置)《大阪府立大学》		(IV 業務運営の改善及び効率化に関する措置)		(1 教育に関する措置)		(1 運営体制に関する措置)		① 人材育成方針及び教育内容	5	③4 運営体制	3	② グローバル人材の育成	2	(2 組織力の向上に関する措置)		③ 教育の質保証等	3	③5 人事給与制度	1	④ 学生支援の充実等	5	③6 ダイバーシティの推進	1	⑤ 入学者選抜	2	③7 職員の人材育成	1	(2 研究に関する措置)		③8 顕彰・評価制度	2	⑥ 研究水準の向上	1	(3 施設設備の有効利用等に関する措置)		⑦ 研究体制の整備等	3	③9 施設整備	2	(3 社会貢献等に関する措置)		(V 財務内容の改善に関する措置)		⑧ 研究成果の発信と還元による産業活性化への貢献	2	(1 自己収入の確保に関する措置)		⑨ 生涯教育の取組の強化	2	④0 自己収入の確保	2	⑩ 地方自治体など諸機関との連携の強化	2	(2 効率的な運営の推進に関する措置)		(4 グローバル化に関する措置)		④1 効率的な運営の推進	1	⑪ グローバル化	2	(VI 自己点検・評価及び情報提供に関する措置)		(II 教育研究等の質の向上を達成するための措置)《大阪市立大学》		(1 自己点検・評価に関する措置)		(1 教育に関する措置)		④2 自己点検・評価の実施	2	⑫ 人材育成方針及び教育内容	5	(2 情報の提供と戦略的広報の展開に関する措置)		⑬ グローバル人材の育成	1	④3 法人情報の提供	1	⑭ 教育の質保証等	4	④4 府大及び高専の情報の提供と戦略的広報	2	⑮ 学生支援の充実等	6	④5 市大の情報の提供と戦略的広報	3	⑯ 学生受入方針	1	(VII その他業務運営に関する重要目標を達成するための措置)		(2 研究に関する措置)		(1 施設設備の整備等に関する措置)		⑰ 研究	3	④6 施設設備の整備等	2	(3 社会貢献等に関する措置)		(2 安全管理等に関する措置)		⑱ 地域貢献	4	④7 安全管理等	2	⑲ 産学官連携	2	(3 人権の尊重に関する措置)		(4 グローバル化に関する措置)		④8 人権の尊重	1	⑳ 国際連携活動の充実	1	(4 コンプライアンスの徹底に関する措置)		㉑ 学生の国際交流の拡充	1	④9 コンプライアンスの徹底	2	(5 附属病院に関する措置)		(5 リスクマネジメントの徹底に関する措置)		㉒ 高度・先進医療の提供	1	⑤0 リスクマネジメントの徹底	2	㉓ 高度専門医療人の育成	1	⑤1 国際交流の安全対策	1	㉔ 地域医療及び市民への貢献	1	(6 支援組織の強化に関する措置)		㉕ 安定的な病院の運営	1	⑤2 海外同窓会等との連携	2	(III 教育研究等の質の向上を達成するための措置)《工業高等専門学校》		⑤3 サポーターとの連携強化	2	(1 教育に関する措置)		(VIII 両大学の統合等に関する措置)		⑳ 人材育成方針及び教育内容	3	(1 両大学の統合による新大学の実現に向けた取組に関する措置)		㉑ グローバル人材の育成	3	⑤4 両大学の統合による新大学の実現に向けた取組	3	㉒ 教育の質保証等	2	(2 両大学の連携の推進に関する措置)		㉓ 学生支援の充実等	3	⑤5 両大学の連携の推進	2	㉔ 入学者選抜	1			(2 研究に関する措置)				㉕ 研究	2			(3 社会貢献等に関する措置)				㉖ 研究成果の発信と社会への還元	1			㉗ 公開講座や出前授業の推進	2						118	<ul style="list-style-type: none"> 文言整理 (表記統一) 中項目評価廃止 (評価の効率化)
	項目数		項目数																																																																																																																																																																																																							
(I 教育研究等の質の向上を達成するための措置)《大阪府立大学》		(IV 業務運営の改善及び効率化に関する措置)																																																																																																																																																																																																								
(1 教育に関する措置)		(1 運営体制に関する措置)																																																																																																																																																																																																								
① 人材育成方針及び教育内容	5	③4 運営体制	3																																																																																																																																																																																																							
② グローバル人材の育成	2	(2 組織力の向上に関する措置)																																																																																																																																																																																																								
③ 教育の質保証等	3	③5 人事給与制度	1																																																																																																																																																																																																							
④ 学生支援の充実等	5	③6 ダイバーシティの推進	1																																																																																																																																																																																																							
⑤ 入学者選抜	2	③7 職員の人材育成	1																																																																																																																																																																																																							
(2 研究に関する措置)		③8 顕彰・評価制度	2																																																																																																																																																																																																							
⑥ 研究水準の向上	1	(3 施設設備の有効利用等に関する措置)																																																																																																																																																																																																								
⑦ 研究体制の整備等	3	③9 施設整備	2																																																																																																																																																																																																							
(3 社会貢献等に関する措置)		(V 財務内容の改善に関する措置)																																																																																																																																																																																																								
⑧ 研究成果の発信と還元による産業活性化への貢献	2	(1 自己収入の確保に関する措置)																																																																																																																																																																																																								
⑨ 生涯教育の取組の強化	2	④0 自己収入の確保	2																																																																																																																																																																																																							
⑩ 地方自治体など諸機関との連携の強化	2	(2 効率的な運営の推進に関する措置)																																																																																																																																																																																																								
(4 グローバル化に関する措置)		④1 効率的な運営の推進	1																																																																																																																																																																																																							
⑪ グローバル化	2	(VI 自己点検・評価及び情報提供に関する措置)																																																																																																																																																																																																								
(II 教育研究等の質の向上を達成するための措置)《大阪市立大学》		(1 自己点検・評価に関する措置)																																																																																																																																																																																																								
(1 教育に関する措置)		④2 自己点検・評価の実施	2																																																																																																																																																																																																							
⑫ 人材育成方針及び教育内容	5	(2 情報の提供と戦略的広報の展開に関する措置)																																																																																																																																																																																																								
⑬ グローバル人材の育成	1	④3 法人情報の提供	1																																																																																																																																																																																																							
⑭ 教育の質保証等	4	④4 府大及び高専の情報の提供と戦略的広報	2																																																																																																																																																																																																							
⑮ 学生支援の充実等	6	④5 市大の情報の提供と戦略的広報	3																																																																																																																																																																																																							
⑯ 学生受入方針	1	(VII その他業務運営に関する重要目標を達成するための措置)																																																																																																																																																																																																								
(2 研究に関する措置)		(1 施設設備の整備等に関する措置)																																																																																																																																																																																																								
⑰ 研究	3	④6 施設設備の整備等	2																																																																																																																																																																																																							
(3 社会貢献等に関する措置)		(2 安全管理等に関する措置)																																																																																																																																																																																																								
⑱ 地域貢献	4	④7 安全管理等	2																																																																																																																																																																																																							
⑲ 産学官連携	2	(3 人権の尊重に関する措置)																																																																																																																																																																																																								
(4 グローバル化に関する措置)		④8 人権の尊重	1																																																																																																																																																																																																							
⑳ 国際連携活動の充実	1	(4 コンプライアンスの徹底に関する措置)																																																																																																																																																																																																								
㉑ 学生の国際交流の拡充	1	④9 コンプライアンスの徹底	2																																																																																																																																																																																																							
(5 附属病院に関する措置)		(5 リスクマネジメントの徹底に関する措置)																																																																																																																																																																																																								
㉒ 高度・先進医療の提供	1	⑤0 リスクマネジメントの徹底	2																																																																																																																																																																																																							
㉓ 高度専門医療人の育成	1	⑤1 国際交流の安全対策	1																																																																																																																																																																																																							
㉔ 地域医療及び市民への貢献	1	(6 支援組織の強化に関する措置)																																																																																																																																																																																																								
㉕ 安定的な病院の運営	1	⑤2 海外同窓会等との連携	2																																																																																																																																																																																																							
(III 教育研究等の質の向上を達成するための措置)《工業高等専門学校》		⑤3 サポーターとの連携強化	2																																																																																																																																																																																																							
(1 教育に関する措置)		(VIII 両大学の統合等に関する措置)																																																																																																																																																																																																								
⑳ 人材育成方針及び教育内容	3	(1 両大学の統合による新大学の実現に向けた取組に関する措置)																																																																																																																																																																																																								
㉑ グローバル人材の育成	3	⑤4 両大学の統合による新大学の実現に向けた取組	3																																																																																																																																																																																																							
㉒ 教育の質保証等	2	(2 両大学の連携の推進に関する措置)																																																																																																																																																																																																								
㉓ 学生支援の充実等	3	⑤5 両大学の連携の推進	2																																																																																																																																																																																																							
㉔ 入学者選抜	1																																																																																																																																																																																																									
(2 研究に関する措置)																																																																																																																																																																																																										
㉕ 研究	2																																																																																																																																																																																																									
(3 社会貢献等に関する措置)																																																																																																																																																																																																										
㉖ 研究成果の発信と社会への還元	1																																																																																																																																																																																																									
㉗ 公開講座や出前授業の推進	2																																																																																																																																																																																																									
			118																																																																																																																																																																																																							